

岩手県告示第751号

保安林予定森林（平成23年岩手県告示第683号）の内容を次のとおり変更する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の保安林予定森林の所在場所 大船渡市赤崎町字山口28の5、33の8、33の13
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。